

報告 1

出産育児一時金の支給額の改定について

1 改正の趣旨

出産育児一時金は、出産等に要する経済的負担の軽減を図るための保険給付です。

健康保険法施行令の一部改正において、出産育児一時金の支給額が、「408,000 円」から「488,000 円」に改定されたことに伴い、白井市国民健康保険条例の一部を同様に改正するものです。

2 適用日

令和 5 年 4 月 1 日以降の出産等について適用

3 予算措置

令和 5 年度当初予算に計上

【参考】

	出産育児一時金 (市条例第 6 条第 1 項)	加算額 (市規則第 13 条第 2 項)	総支給額
改正後	488,000 円	12,000 円	500,000 円
現行	408,000 円	12,000 円	420,000 円

■加算額

産科医療補償制度に加入している医療機関等での分娩では、「12,000 円」が加算される。

産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担軽減のための補償制度です。

報告 1

白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白井市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 万 8 , 0 0 0 円」を「4 8 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る白井市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

報告 1

○白井市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略) (出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略) (略)	(略) (出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 (略) (略)